

新潟市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 10 月 3 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 37 号

新潟市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

新潟市旅館業法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 5 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 13 条第 2 項中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。